

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

論 矣

平成 23 年度 第 3 号
通 算 第 5 0 0 号
平成 23 年 6 月 20 日

尼崎市役所総務局
人事管理室給与担当

夏期一時金等について

6 月 13 日午後 3 時 30 分から午後 5 時まで、中央公民館視聴覚室において、夏期一時金の要求に対する回答などを中心に交渉を行った。

今回の交渉の主な目的

平成 23 年 5 月 27 日に夏季一時金に関する要求書が提出されたことを受け、組合と交渉の場を持った。

組合への提案

平成 23 年 6 月期に支給する期末手当及び勤勉手当等について（メモ） [別紙 1](#)

具体的な交渉内容

1 夏期一時金（期末手当及び勤勉手当）について

課題の要旨

平成 22 年 6 月期の支給から 3 ヶ年の間、年間 4.15 月からの約 20%削減（平成 22 年度支給月数と同じ）を実施することで平成 22 年 2 月 2 日に組合と妥結しているが、組合は削減率等について改善を求めている。

国が 6 月期に予定している支給月数

1.9 月

本市の支給月数（削減後）

1.4625 月（8 級）～ 1.5990 月（1 級）

一時金の算定方法

算定基礎月収 × 支給月数（25%～18%の削減後） × 期間率

算定基礎月収

給料月額 + 地域手当 + 扶養手当 + 給料月額 × 1.1 × 役職者加算率（0%～20%）

| 主な質疑の内容 | |
|--|--|
| 組合の主張 | 当局の回答 |
| 平成 23 年 6 月の期末・勤勉手当の総原資の額は。 | 定年前職員で約 18 億 1,800 万円、再任用職員で約 6,100 万円となっている。 |
| 20%削減の影響額は。 | 国が今夏支給する 1.9 月分からの比較では、約 3 億 9,300 万円の影響額となる。 |
| 一時金の 20%削減については、当時の交渉において、当時の 4.15 月をベースとして捉えており、仮に、この 4.15 月が引き下げられた場合でも、ベースは 4.15 月のまま変えない、逆に 4.15 月が引き上げられた場合は別途協議するということであったが、この認識に変更はないか。 | 一時金の削減については、妥結した当時の考え方に変更はない。 |
| 20%削減を妥結した際に、3 年間の削減期間ではあるが、組合としては毎年一時金の改善を要求していくとしていた。これを踏まえ、改めて 20%の削減率の廃止を求める。 もし廃止ができないのであれば、1 級～3 級の若年層に対する削減率の見直しを要求する。 | 期末手当及び勤勉手当の削減措置については、本市の厳しい財政状況の中で、職員に協力をお願いしたものであり、その経過の中で、若年世代に対する削減率の軽減については一定配慮したものである。 また、現在の本市の財政難は続いており、軽減措置を行うことは難しい。 |
| 財政面において、我々は充分協力している。その中で、昨年度の地方交付税が見込みよりも多くなったにもかかわらず、組合員に何の還元もないのはどういうことか。 | 確かに地方交付税は当初の見込みよりも多くなつたが、将来負担を考えると、現在の削減率を軽減することは困難であり、内部でも十分に検討した結果である。 |
| 再任用短時間勤務者の一時金については、20%削減をするのであれば、最低でも基準を国の支給ベースに合わせるべきである。再任用短時間勤務者の支給月数については、過去に組合合意がなされたが、それは経営再建プログラム期間中だけの約束だったはずである。 | 回答している内容は、当局内でも十分に検討したうえでのものである。また、削減率については、職員一丸となってこの財政難を乗り越えていくものとして妥結した内容であり、条例改正もなされている。今後も厳しい財政状況が続く中では、組合側の要求を実現することは難しい。 |

課題解決への方向性

引き続き協議することとした。

なお、組合は嘱託労組に対しても、配慮ある回答を求めた。

2 その他の交渉内容について

| 主な質疑の内容 | |
|---|--|
| 組合の主張 | 当局の回答 |
| <p>4級のあり方について</p> <p>一時金 20%削減の協議の中で、「4級のあり方については、小委員会を設置して協議を進めていく」ということになっていたが、この人事制度小委員会の開催が滞っている。さらに、その結論が出ないまま、今年度の人事異動では、3級から4級への昇格者が多数出ているが、これは人事制度を変更したということか。</p> | <p>3級から4級への昇格については、これまでも「人事制度の展開」で示しているとおりで、考え方を変更したというものではない。</p> <p>また、人事制度小委員会についても引き続き実施していきたいと考えている。</p> |
| <p>小委員会が進んでいないのは、組合の示した案に対して、当局側が対案を出していないことが原因ではないのか。</p> | <p>4級の職責についての組合意見が出るものと考えていたため、それを受けたくて、当局の考え方を示すことを検討していた。この点について認識の違いがあったが、現時点において、組合意見が全てなされているということであれば、早急に当局の考え方を整理して、協議の場を設定したい。</p> |
| <p>節電対策について</p> <p>本庁内の廊下の電気が消されている箇所があるが、危険である。これは節電対策としてやっているのか。その目的が明確に職員に伝わっていない。</p> <p>また、この夏のエアコン運転についても、何も詳細が示されていない状況であるが、この夏の電力不足への対策は決まっていないのか。</p> | <p>今夏のピーク時間帯の最大電力について、関西電力から15%削減が要請されたとの報道もあるが、現時点で具体的な話はまだできていない。ただ、職員にも協力をお願いしなければならない事項であるため、早急に市としての考え方を整理していきたいと考えている。</p> |

以 上
(給与担当)

平成 23 年 6 月期に支給する期末手当及び勤勉手当等について（メモ）

H23.6.13

- 1 平成 23 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当について
尼崎市職員の給与に関する条例の規定に基づき支給する。

< 参考 >

・行政職給料表適用者

| 級 | 期末手当 | 勤勉手当 | 合計 |
|---------|----------|---------|----------|
| 1 級 | 1.0250 月 | 0.574 月 | 1.5990 月 |
| 2 級 | 1.0125 月 | 0.567 月 | 1.5795 月 |
| 3 級～5 級 | 1.0000 月 | 0.560 月 | 1.5600 月 |

・技能労務職給料表適用者

| 級 | 期末手当 | 勤勉手当 | 合計 |
|---------|----------|---------|----------|
| 1 級 | 1.0250 月 | 0.574 月 | 1.5990 月 |
| 2 級 | 1.0125 月 | 0.567 月 | 1.5795 月 |
| 3 級～4 級 | 1.0000 月 | 0.560 月 | 1.5600 月 |

・教育職給料表(二)適用者

| 級 | 期末手当 | 勤勉手当 | 合計 |
|---------|----------|---------|----------|
| 1 級～2 級 | 1.0000 月 | 0.560 月 | 1.5600 月 |

- 2 低位におかれている嘱託職員の支給率・額を引き上げることについて
本市を定年前の勧奨退職により退職し OB 嘱託員となった者については一律 203,200 円とする。
その他の嘱託員の割増報酬については、尼崎市嘱託職員労働組合に回答する。
- 3 臨時職員の月額報酬にかかる一時金部分について改善をはかることについて
臨時的任用職員の賃金については現行どおりとする。
- 4 再任用職員における一時金支給については、最低国と同様の支給率とすることについて
尼崎市職員の給与に関する条例の規定に基づき支給する。

< 参考 >

| | 期末手当 | 勤勉手当 | 合計 |
|-------|---------|---------|---------|
| フルタイム | 0.520 月 | 0.280 月 | 0.800 月 |
| 短時間勤務 | 0.112 月 | 0.048 月 | 0.160 月 |

5・6 職務加算を撤廃し、算定基礎加算を改善すること、「役職者加算」は50歳以上10%を還元すること

役職者加算については別記のとおりとする。

7 勤勉手当の成績率による支給を行わず、全額期末手当とすることについて

現行どおりとする。

なお、人事評価制度の構築に係る論議において、成績率の導入についても、継続して協議していく。

8 新入職員の支給率の改善をはかることについて

現行どおりとする。

9 諾否について

本回答に対する諾否については、平成23年6月23日(木)午前9時までにされたい。

以上
(給与担当)

(別記)

1 行政職給料表適用者及び技能労務職給料表適用者

1 級～3 級の者

給料月額 + 扶養手当 + 地域手当

4 級以上の者 (3 級の適用者で、平成 23 年 4 月 1 日現在 30 歳以上の者を含む。)

給料月額 + 扶養手当 + 地域手当 + (給料月額 × 1.1 × 別に定める割合)

なお、別に定める割合は、主事・主任等 5% 課長補佐・係長級 10%とする。

再任用フルタイム勤務職員

給料月額 + 地域手当 + (給料月額 × 1.1 × 別に定める割合)

なお、別に定める割合は、5%とする。

再任用短時間勤務職員

給料月額 + 地域手当

2 教育職給料表(二)適用者

給料月額 + 扶養手当 + 地域手当 + (給料月額 × 1.1 × 別に定める割合)

なお、別に定める割合は、2 級 41 号給以上 112 号以下 5%、2 級 113 号給以上 10%とする。

(参考)

平成 23 年 6 月期支給額等

| 区 分 | 定年前職員 | 再任用職員 |
|----------------------|--------------------------|--------------------------|
| 組合員平均支給額 (算定基礎月収) | 624,088 円 (399,215 円) | 141,920 円 (260,211 円) |
| 前年度実績 (算定基礎月収) | 644,331 円 (412,361 円) | 149,328 円 (263,122 円) |
| 対前年比 | 20,243 円 (3.1%減) | 7,408 円 (5.0%減) |

平均年齢 42 歳 9 月 (前年同期 43 歳 11 月)

平均勤続年数 19 年 4 月 (前年同期 20 年 7 月)

【参 考】

6月14日午後7時30分から午後9時まで中央公民館において、嘱託職員労働組合と交渉を行い、次のとおり回答を行った。

平成23年6月に支給する割増報酬について（メモ）

H23.6.14

1 平成23年6月に支給する割増報酬について

平成23年6月1日に在職する者に、以下の区分により支給する。

報酬月額が192,900円（Cランク）の者

報酬額×1.48月×期間率

報酬月額が212,400円（Dランク）の者

一律 264,000円

報酬月額が241,200円（Eランク）の者

一律 254,000円

尼崎市嘱託員取扱要綱第3条ただし書き規定に基づき任用された者

一律 250,000円

その他（Aランク・Bランク）の者

報酬額×1.70月×期間率

ただし、本市を定年退職した者等は支給しないものとする。

2 その他支給条件

現行どおりとする。

3 支給日

平成23年6月30日（木）

4 諾否について

本回答に対する諾否については、平成23年6月23日（木）午前9時までにされたい。

以 上
（給与担当）